

全部所謂蒙古眼を有せざりき。而して其の容貌が生活程度の低き割合に、一般に端正なるもの少からざること、ひとり衆口の之を言ふのみならず、又余輩の不完全なる觀察によるのみならず、往時に於て彼等の婦女が遊女として賞翫せられ、現時に於て其の或る部落の殆ど全部が、俳優を營業とせるものもあるの事實に徴するも、容易に想像し得らるべきなり。之を日本記に見るに、古代に於て婦女の容貌の美を言ふもの、大部分九州南部なる熊襲隼人の域に存す。而して其の隼人は、風俗の歌舞を奏し、俳優なりとして傳へらるゝなり。

是れ豈に傀儡子と縁あるにあらざるか。こは固より一の臆説に過ぎず古人に所謂傀儡子が、亦必ずしも一の單純なる民族とのみ限るべからざるものあるべきは、言を俟たずと雖、ともかくも之を先住土人の後裔として見んは、蓋し妥當の見解ならんか。而して朝鮮の才人・白丁、亦同一系統に屬するものと認めらるゝなり。

右今西君の考證を讀みつゝ感じたる所を、簡單に記述せるのみ。なほ傀儡子の事は、道祖神と關聯して、他日詳細發表の機あらんことを記す。

(大正七年五月十九日)

## 海東高僧傳に就きて

文學士 今西 龍

海東高僧傳二卷。淺見倫太郎氏兩三年前之を京城に獲て更に一本を謄寫し黑板勝美氏に贈られし

もの今回大日本佛教全書の遊方傳叢書第二の中に收め刊行せられたり。此書は余嘗て京城淺見氏の

邸に於て氏所藏の多數の朝鮮書籍と共に觀ることを許されし事ありしも當時備忘録を作らざりしが爲め、今に至りて正確なる言をなす能はざるも若し余の記憶にして誤らずんば其書は京城書賈翰南堂より出でし近代の寫本なりしやに覺ゆ。いづれにしても稀世の珍書なり。而して世の珍書といふものには實用の書ならざるもの少からざるに此書は此点に於ても要用なるを以て價值あるものなり。今左に本書を讀みし際に書き留めし本書の解釋其他を録して本書を世に紹介せんとす。

本書は卷初に京北五冠山靈通寺住持特教學賜紫沙門覺訓奉宣撰とあり。覺訓が王命を奉じて撰したるものなると明なり。覺訓の傳は未だ詳ならず。其撰述年代は本書の序に周穆王壬申に佛入滅すとし都算佛入滅至今乙亥二千一百六十四年云々と記せるによれば佛教全書編者の考の如く高麗高宗王第二年乙亥(1254D.)の撰なり。尙序に「且道不

弘弘之由人故著流通篇以示於後古梁唐宋三高僧博皆有譯經以本朝無翻譯之事故不存此科也」とあるによりて本書には譯經篇なかりし事知るべく他は支那高僧傳に倣ひし事推知すべし。本書現存するもの流通篇一ノ一と全一ノ二と二卷あるのみ。恐くば十數卷ありしならん。

靈通寺は高麗の名刹にして、東國輿地勝覽長湍都護府の條に「靈通寺在五冠山下洞川深遶山勢周遭流水綬廻樹木蒼鬱其西樓勝概爲松都第一寺有金富軾所撰附統義天塔銘又有高麗文宗及洪自藩像」(自藩は子藩の誤なり)とし。中京誌によれば仁祖王二年甲子、寺北にありし與聖寺墟に移建す。今京畿道開城郡嶺南面玄化里に義天塔碑の存在する處は其舊墟なり。

流通篇一ノ一は順道、亡名、義淵、曇始、摩羅難陀、阿道附墨胡子、元表、玄彰、法空(法興王)。法雲(眞興王)傳を收め一ノ二は覺德附明觀、智明附雲育、圓光、安含附雲和、安和、玄恪附玄照、玄遊附僧哲、玄大梵の傳を收む。

本書の資料が梁唐宋の諸高僧傳及求法高僧傳よ

り出づるもの少からざる事論を俟たざるも朝鮮獨特の所傳によるもの亦多し。而して後者は時代下るに從て益々多かるべきに今僅に新羅統一前の一部分を傳ふるにすぎざるを遺憾とす。

序文 序文中に高句麗の小獸林王を解味留王とす。順道傳中にも解味留王とあるより推せば「味」

の字は誤植にあらざるべし。三國史記には此王を小解朱留ともいふ事を記せり。小解朱留は大武神王の一名大解朱留王といふに對し瑠璃王の一名獯留と同じきを唯異字を以て表はせるのみ。獸林も恐くば此に近き音を表はせしものなるべし。朱留の意義未詳なるも新羅にも儒理王儒禮王あり。解味留が解朱留の誤りなる事明なり。「朱」字誤りて「未」字となりしを後人更に字割を増して「味」に作りしなるべし。

順道傳。本傳中に自摩騰入後漢至此二百餘年後四年阿道至自魏云々とあるは三國史記に王二年順

道來り王の四年阿道來るとある事實を記せるものなり。全書の句讀は誤れり。本書に「小獸林王二年壬申夏六月秦苻堅發使及浮屠順道送佛像經文」とあるは三國史記と一致す。然れども本書に「或說順道從東晉姑傳佛法則秦晉莫辨何是非」と論せるは注意すべし。

本書は古文に存すと注して阿道至自魏と記せり。三國遺事には高句麗本紀の名の以て史記を引きて阿道來自晉と記せるに今の刊本史記には「自晉」の二字無きは之を漏脱せるにや。三國遺事に「僧傳作二道來自魏云者誤實自前秦而來」とせり。順道阿道共に魏より來るとせる僧傳は本書にあらざるが如し。當時の形勢より推すに魏より來れりとは誤りならんか。本書に「始創省門寺以置順道古記云以省門爲寺今興國寺是也後訛寫爲省門又剝伊弗蘭寺以置阿道古記云興福寺是也」とある記事を遺事には「僧傳云省門寺今興國伊弗蘭寺今興福者亦誤」

と議せり。此僧傳は本書もしくは本書に類するものなり。

亡名傳。梁高僧傳第四笠潛深傳に出づ。但し朱靈期の事は恐くば支那高僧傳に出づべきも未だ檢出せず。

義淵傳。本傳は全書編者の考の如く唐高僧傳第八釋法上傳に出づるものなり。但し唐傳には僧とのみ記して義淵の名無くまた「吳孫權赤烏年康僧會適吳」より「至魏宣武帝時菩提留支始翻」までの語無し。法上が高麗人の間に答わし齊武平七年は高句麗陽原王十八年なり。高麗大亟本書作聖相高德は不明なり。

曇始傳。梁高僧傳よりとりたるものなり。

摩羅難陀傳。難陀に關する記事は三國史記の記事以外に出でず。本書に「百濟第十四王枕流王即位九年九月從晉乃來」とある九年は元年の誤寫もしくは誤植なり。枕流王は三國史記によれば百濟

第十五王なり。されば三國遺事は之を十五王に正し僧傳云十四誤矣と記せり。本傳中には史學に貴重なる逸文あり。即ち百濟の建國を記して。

耆老記云句高麗姓祖朱蒙娶高麗女生二子曰避流恩祖二人同志南走漢山開國今廣州是也本以百家渡河故名百濟後於公州扶余郡前後相次而立都

と記せるものは是れなり。耆老記は書名か古傳の意か明ならず。三國史記の沸流温祚を本書には避流恩祚に作れるは異字を以て音を表せしにすぎず。

「沸」字は涪の義のときはフ(フ)の音あり。避川(フ)と音全じ。されば沸流は百濟第十一王比流(新撰姓氏錄大和國廣井連の條に避流に作る)と同名なり此耆老記に百濟國都漢山を廣州とし其北漢に都せりとの俗傳と記さいるは貴重なる文字なり。

阿道傳。此傳は新羅へ佛教の傳來せる事を研究するに必要なものなり。本傳に「釋阿道或云本天笠人或云從吳來或云自高句麗入魏後歸新羅未知孰

是」とあるは三國遺事に高僧傳云として其一節を引用せり。阿道の名が高麗紀の阿道の名に出でたること論なし。新羅に佛教の傳來せし傳説は高句麗のそれと混すといふべし。訥祗王の時墨胡子の新羅に來れると毗處王の時阿道の來れるとは三國史記に載せ三國遺事にも之を轉載すれども本傳に

然按古記梁大通元年三月十一日阿道來一善郡(中略)適有吳使  
以五香獻原宗王云々

と記せるものは他に見わざる文字なり。大通元年は新羅法興王諱原宗の十四年なり。其古記といふは新羅金大問の雞林雜傳にあらざるか。尙ほ本傳に引用する高得相の詩史なるもの史記にも遺事に引用すれど余未だ得相の何人たるやを知らず。但し詩史には吳使を梁使とせるの故を以て本書即高僧傳が之を古記に吳使とあるに合はずとし「梁吳之使莫辨其詳」と論せしは吳といふ稱呼が南支那の地理的稱呼として用ひられ居りしを知らざる

の致す所なり。本書に朴寅亮殊異傳の記事として引ける文字は三國遺事に金用行撰の我道和尚碑の文として引ける文字と同じ。

法空傳。法空は新羅法興王の事なり。本書の王三年龍見楊井中の紀事七年頒律云々の紀事は三國史記に見ゆれども王十六年舍人厭嚮の殉教は史記は王の十五年戊申とし三國遺事は十四年丁未とす東京帝國大學刊本に十五年とあるは誤刊なり但し三國遺事の十四年丁未説は本書阿道傳に大通元年に阿道新羅に來るとあるに因りて立てたる説なるべし。厭嚮の壽も本書には二十六とあり遺事には二十二とす。天鏡林に伐木造寺の事本書王二十一年とし三國遺事二十一年乙卯とす。但し史記年表によるに乙卯は王の二十二年なり。本書に

按阿道碑法興王出注名法雲字法空

とあるは字句の間に訛誤あるに似て解し難き点あれども他になき文字なり。本書は傳に法雲を眞興王とし法空を法興王となせり。

法雲傳。法雲とは右に記せる如く眞興王をいふ  
本書の紀事は全く三國史記に出づ。王の俗名を公  
凌宗とせるは多凌宗の誤なり。又本書には興輪寺  
の成なりしを王七年とせるも史記には之を五年と  
し遺事には眞興王五年甲子寺成故云甲子僧傳云七  
年誤矣とせり。國史を編せし事史記には王の六年  
とせるを本書には八年とし兩年紀共に二年の差あ  
るは注意すべし。

流通一ノ二。

覺德傳。此傳は三國史記眞興王十年及二十六年  
の條に記するものを文飾せるものなり。但附傳の  
明覺傳に釋氏經論無慮二千七百餘卷とあるは史記  
及遺事卷三前後所將  
舍利の條共に千七百餘卷に作れり。本書に  
昔僧會適吳求仲云々の語あり。吳字を南支那の地  
現的稱呼に用ひし一例を加ふるものなり。

智明傳。三國史記の記事を飾りしにすぎず。

圓光傳。圓光傳は唐高僧傳にもあれども本書は

唐傳及其の他の資料によりて立傳したるを以て唐  
傳以外の獨特の記事あり。思うに三國遺事に所謂  
「東京安逸戸長貞孝家在古本殊異傳」の類をも資料  
とせしならむ。本書圓光の隨行せし朝聘使を奈麻  
諸父とし史記は父を文に作れり。

安舍傳。此僧の事は本書の外に記せる書なし。  
本書引用の崔致遠撰義相傳は三國遺事義湘傳敎の  
條に崔侯本傳と記せるものと全じかるべし。本書  
に引くものは其逸文として貴重すべきものなり。  
而して此文を引ける中の注に碑文隱晦未詳とある  
より見れば此文は義湘碑銘序なるが如し。尙本書  
が引く安弘の碑は翰林某の詔を奉じて撰したるも  
の「本書撰述の當時既に」碑文蒼蝕字缺十喪四五略  
取可觀云々」とあるにて其碑の状を知るべし。余  
は嘗て三國遺事卷三皇龍寺九層塔の記事中に海東  
名賢安弘撰東都成立記に此塔の事を記せるを引用  
したるを見又三國史記に僧安弘眞興王三十七年に

入隋して二胡僧と廻りし事を記せしを見塔の成りし善徳王十四年乙巳と眞興三十七年との間には六十九年あるが故に彼の安弘と此安弘とは別人なるべしとし。又眞興三十七年丙申は隋の開皇元年に先つこと五年にして陳の代なるに入隋と記せるは眞興王代安弘なる僧二胡僧と新羅に廻りしといふ傳説と安弘といふ僧入隋せしといふ傳説と二傳説ありしを史記は漫然眞興王代の最後に編入記載せしにて其の還國の月を記せざるは此の事を多少たりとも證するものとなせり。然るに本書によりて義湘碑に安弘は善徳王九年に寂せりとあることを知り東都成立記の撰者たる安弘に更に疑を深うせり。本書にて覺訓撰者は眞平王代の安含の事蹟は眞興王三十七年に歸國せし安弘の事蹟と同じく全一人なるべきに義湘碑に眞平王四十七年安弘二胡僧

と歸るとあるは「或恐安含安弘實有二人」と論せり。思ふに東都成立記は碑文に記せる安弘の識書の類なるべきか。

阿○離○耶○跋○摩○、惠○業○、惠○輸○、玄○恪○、玄○遊○、玄○大○の諸傳は求法高僧傳に出づ。

以上本書は二卷のみを存じて他の諸卷未だ世に出でず。三韓の空山廢寺の裡に尙ほ遺存せりや否や搜索を要するものなり。本書は朝鮮高麗時代の史籍として三國史記三國遺事に次で價値あり。若し其完本にして出でんか實に史記に次ぎて遺事の上にあるべきものなり。本書の成りし高宗王二年は遺事の成りし忠烈王代より約六十年前にして本書は宣撰の書なるより推すに遺事に僧傳といふは本書の事なるべし。(大正七年四月廿九日)